



ここが
変わる！

令和4年10月より

健康保険法等の一部が改正されます

すべての世代が、安心・安全に暮らしていけるよう、健康保険法等の一部が改正されます。私たちの生活に特に関係の深い項目を3つご紹介します。

1

短時間労働者の社会保険の適用拡大

社会保険の安心を多くの働く人に届けるために、従業員数101人※～500人の企業を対象に、短時間労働者（パート・アルバイト等）の健康保険や厚生年金の加入条件が変更されます。新たに加入した人は、医療や老後などの生活保障が今よりも手厚くなります。

当健保組合の被扶養者がパート等として働いている場合、勤務先の社会保険に被保険者として加入する場合があります。

※101人未満で社会保険の加入について労使合意を行っている場合も適用。

対象となる人

従業員数101人～500人の勤め先で働く人で、下記のすべての項目にチェックが入った方

- ☐ 週の所定労働時間が20時間以上
- ☐ 月額賃金が8.8万円以上
- ☐ 2カ月を超える雇用の見込みがある
- ☐ 学生ではない

※休学中や夜間学生は加入対象。

2

育児休業中の保険料免除要件の見直し

現行では、月末時点で育児休業を取得している場合に、その月の保険料が免除される仕組みとなっています。

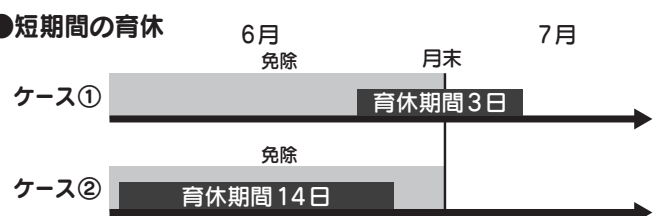
10月からは、育休を開始した日が属する月については、その月の末日が育休である場合に加え、その月内に2週間以上の育休を取得した場合にも保険料が免除されます。

また、賞与にかかる保険料についても、現行では、賞与支給月の月末に育休を取得している場合に免除されていますが、10月からは1カ月を超える育休を取得した場合に限り、賞与からの保険料が免除されます。

●長期間の育休（変更なし）



●短期間の育休



3

紹介状なしの大病院受診時の定額負担が拡大されます

大病院への軽症患者の集中を防ぐため、紹介状なしで大病院を受診した場合、患者は初診では5,000円以上、再診では2,500円以上の定額負担を支払うことになっています。10月からは、この定額負担が引き上げられます。また、定額負担を徴収する対象病院もあわせて拡大されます。